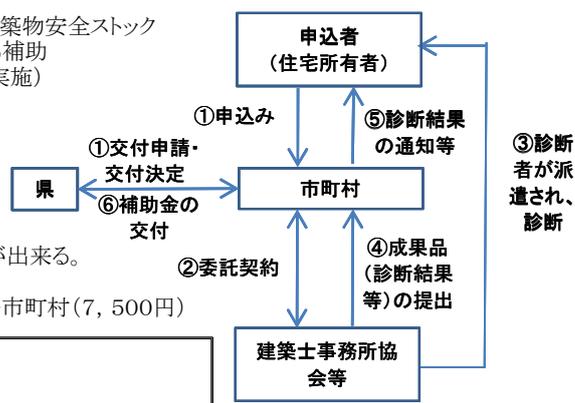


事業名	木造住宅耐震化支援事業費	財務コード (事業)	750301	調書番号	27
細事業名	木造住宅耐震診断支援事業費				

担当部課室	県土整備 部 建築住宅 課 建築防災 担当 (内線)	7663
-------	----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H15 年度 ~ 終期 H27 年度		
実施主体	補助(市町村)		
事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅の所有者	所有者は自宅の耐震性を知ることが出来る	地震に強いまちづくり
事業の内容 ※主に23年度	<p>○事業概要</p> <p>国の耐震診断助成制度(社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)を活用し、市町村が実施する耐震診断事業に対する補助)</p> <p>補助先 : 市町村(平成17年度からは県内27全市町村で実施)</p> <p>対象世帯 : ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ②木造在来工法で建築された住宅 ③2階建て以下の住宅 ④長屋及び共同住宅以外の個人住宅</p> <p>補助率 : 当該事業に要する経費の1/4</p> <p>補助限度額: 7,500円/戸</p> <p>住宅の所有者は無料で耐震診断を受けることが出来る。</p> <p>耐震診断料(30,000円) =国費(15,000円)+県補助金(7,500円)+市町村(7,500円)</p>		
	<p>【実績】</p> <p>H21年度 556戸 H22年度 548戸 H23年度 853戸</p>	<p>総合評点</p> <p>1.5以上 安全である。 1.0以上~1.5未満 一応安全である。 0.7以上~1.0未満 やや危険である。 0.7未満 倒壊または大破壊の危険がある。</p>	
根拠法令等	緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付要綱		



II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	実施戸数	548	1,500	853	1,500	1,500	<p>目標設定の考え方</p> <p>平成19年7月に「山梨県耐震改修促進計画」を策定し、これを実現するため施策として平成19年度から年間1500戸の木造住宅耐震診断支援事業を行うこととしている。</p> <p>データの出典等</p> <p>山梨県耐震改修促進計画 予算見積書</p>
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		56.9 %				
成果指標	事業開始(H15年度)からの耐震診断実施戸数の累計	5,661	11,500	6,514	13,000	14,500	<p>目標設定の考え方</p> <p>平成27年度末に、住宅の耐震化率を90%にするために、施策として取り組む必要がある木造住宅耐震診断支援事業の目標戸数。</p> <p>データの出典等</p> <p>山梨県耐震改修促進計画 予算見積書</p>
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		56.6 %				
決算額、予算額	4,110	6,397		16,875	16,875	<p>成果指標によらない成果</p> <p>耐震診断の結果、「耐震性なし(総合評点1.0未満)」と診断されたことにより、耐震改修工事等の対策がされた住宅は、平成23年度末で347戸(県の補助制度の実績戸数)ある。</p>	
(千円) うち一財額	4,110	6,397		16,875	16,875		
所要時間(直接分)	53 時間	61 時間		65 時間	65 時間		
所要時間(間接分)	140 時間	484 時間		588 時間	588 時間		
所要時間計	193 時間	545 時間		653 時間	653 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	390	1,101		1,320	1,320		

III これまでの事業の見直し・改善状況

- ・H24年度、従来の耐震診断に加え、耐震改修費の概算見積書の作成、所有者への工事内容の説明や改修工事実績業者の案内等を実施することとした。(事業費を1件当たり、30,000円から45,000円(県補助金額 1件当たり、7,500円から11,250円)に増額。)
- ・H22年度から防災出張講座を実施し、さらに、H23年度から耐震啓発ローラー作戦(戸別訪問)も実施。H24年度も引き続き実施する。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
c	c	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
c	c	<p>診断の実績は、H23年度末で6,514戸、達成率は56.6%であり、意図した成果は十分ではないが、耐震診断を受けた住宅の所有者は、耐震改修工事や建替えを検討・実施(H23年度末で347戸)するなど、住宅の耐震化に対して効果を上げている。</p> <p>また、自宅の住宅の耐震性を知ることは、地震発生時に適切な行動をとることにつながるなど、県民の生命・財産を守るために重要なことであり、実施戸数の増加に向けてさらに事業の推進を図る必要がある。</p> <p>引き続き「防災出張講座」や「耐震啓発ローラー作戦(戸別訪問)」を実施し、H24年度に拡充した制度内容を積極的にPRすることで、成果の向上が見込まれる。</p>

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	<p>国では、住宅の耐震化率を平成15年度の75%から平成27年度末までに90%とする目標値を定め、山梨県においても、平成19年7月に「山梨県耐震改修促進計画」を策定し、住宅の耐震化率を平成17年度末の72.3%から平成27年度末で90%とする目標を定めた。</p> <p>平成23年度の活動指標及び成果指標とも十分といえる達成率ではないが、大地震の切迫性が指摘されている中、地震による住宅の倒壊から生命・財産を守るため、耐震化はこれまで以上に重点的に取り組むべき課題であり、本事業は継続して、積極的に実施していく必要がある。</p> <p>平成23年度までは耐震診断結果のみを市町村から所有者へ報告していたが、平成24年度からは診断を行った建築士が診断結果と併せて、①耐震改修の概算工事費、②工事内容や施工業者の説明等を直接行うなど、事業内容の拡充をし所有者にとって使いやすい制度となるよう改善を行ってきたところであるが、木造住宅の耐震化を促進するためには、より多くの県民の方に耐震化の重要性を認識してもらうことが必要である。</p> <p>そのため、平成24年3月22日に県・市町村・建築関係団体とで設立した、「山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会」を活用し、本事業の普及啓発活動を展開していくとともに、民間団体や市町村の意見を積極的に取り入れる中で、今後も制度の見直しについて検討していく。</p>	

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	<p>住宅の耐震化促進のため、これまで、市町村等と連携し、防災出張講座や耐震啓発ローラー作戦(戸別訪問)を行ってきた。今後、更に、市町村や区長などの地区代表者等との協力を深める中で、地域防災活動との連携を図りながら、耐震化の重要性や木造住宅耐震化支援事業のメニュー全般について、コミュニティ単位での普及啓発活動を優先的に実施していく。また、民間団体や地区代表者などの意見を積極的に取り入れる中で、効果的な普及啓発活動について検討していく。</p>	a

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	<p>地区代表者等を対象とした、耐震化(耐震診断、耐震改修工事等)の講習会を、市町村等と連携して実施することにより、地区代表者等を中心としたコミュニティ単位での防災出張講座の開催へとつなげていく。</p> <p>引き続き、市町村、地区代表者、建築士と連携した耐震啓発ローラー作戦(戸別訪問)を実施していくが、所有者に安心して説明を聴いて頂けるよう、これまでの訪問結果を検証し、説明方法・内容の工夫を図る。</p> <p>また、山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会を活用し、市町村や民間団体からの、意見・要望を取り込みながら、効果的な普及啓発活動を検討し、実施していく。</p>

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 建築住宅課

細事業名: 木造住宅耐震診断支援事業費

調査番号: 27

事業の内容及び 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H23 所要 時間 (h)	H24 所要 時間 (h) A	H25 所要 時間 (h) B	縮減等 B-A	具体的な業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
1 補助の交付申 請等業務 (直接分)	要望の取りまとめ	前年第3、4 四半期	24	24	24	0	なし	補助要綱等に定められている 業務上必要なプロセスであ り、既に最短時間で処理を 行っているため、見直しは困 難である
	(変更)交付決定事 務(県費)	通年	17	17	17	0		
	実績報告書の確認(額の確 定)	3月、翌4月	16	20	20	0		
	県費支払	翌4月	4	4	4	0		
(小計)			61	65	65	0		
2 耐震啓発ロー ラー作戦 (個別訪問) (間接分)	実施方法のマニユ アル作り	通年	40	24	24	0	なし	成果を出すためのプロセスと して、普及啓発活動を強化す る必要があるため、見直しは 困難である。
	市町村指導		40	40	40	0		
	戸別訪問の実施		288	400	400	0		
	報告のとりまとめ		12	20	20	0		
(小計)			380	484	484	0		
3 防災出張講座 (間接分)	説明用資料等の作 成	通年	40	40	40	0	なし	成果を出すためのプロセスと して、普及啓発活動を強化す る必要があるため、見直しは 困難である。
	市町村指導		16	16	16	0		
	実施		42	42	42	0		
	とりまとめ		6	6	6	0		
(小計)			104	104	104	0		
所要時間 (計)			545	653	653	0		

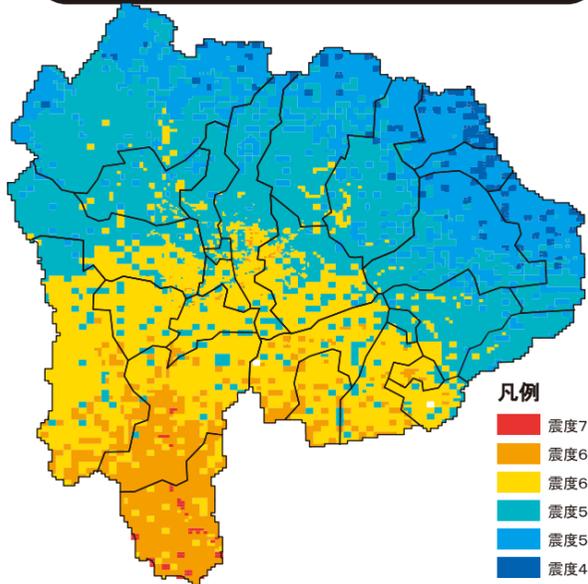
(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートのⅡ事業の目標、実施状況等の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

東海地震～今こそただしく恐れてしっかり備えよう～

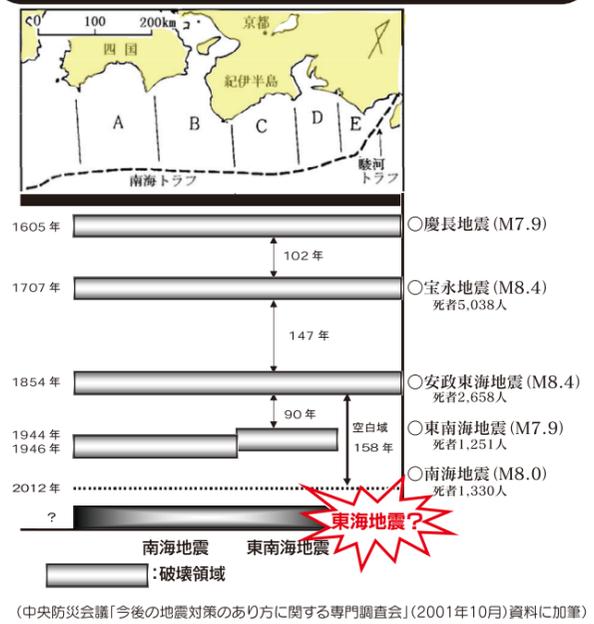
東海地震は、約100年から150年の周期で繰り返し起こっている大地震です。
 1854年の“安政東海地震”以来、150年以上が経過しており、地震を起こすエネルギーが相当蓄積しているため「いつ東海地震が起きても不思議ではない」と言われています。
 平成17年5月に県が発表した東海地震の“想定震度分布”でも、県内の広い範囲が震度6弱以上の激しい揺れが想定されています。

予測される東海地震による想定震度分布



凡例
 震度7
 震度6強
 震度6弱
 震度5強
 震度5弱
 震度4以下

過去の東海地震に関する年表



必ず起こる
東海地震!!



しまししよう

耐震診断・耐震改修を

家族や財産を守るため



地震はおっかないね!!

山梨県では、市町村と共に、昭和56年5月以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断は無料で、また、耐震改修設計、耐震改修工事、耐震シェルター設置には補助を実施しています。

問い合わせ先市町村

市町村名	担当課名	TEL	市町村名	担当課名	TEL
甲府市	建築指導課 建築指導係	055-237-5828	早川町	振興課 工務管理担当	0556-45-2511
富士吉田市	建築住宅課 耐震促進グループ	0555-22-1111	身延町	建設課 建築住宅担当	0556-42-4808
都留市	基盤整備課 建築住宅担当	0554-43-1111	南部町	交通防災課 交通防担当	0556-66-3417
山梨市	都市計画課 都市整備担当	0553-22-1111	富士川町	建設課 住宅担当	0556-22-7203
大月市	建設課 施設管理担当	0554-20-1853	昭和町	都市整備課 都市整備係	055-275-8413
韮崎市	建設課 建築管理担当	0551-22-1111	道志村	産業振興課 建築住宅担当	0554-52-2114
南アルプス市	建築住宅課 建築・開発指導担当	055-282-6397	西桂町	建設水道課 建設係	0555-25-2121
北杜市	住宅課 住宅整備担当	0551-42-1362	忍野村	建設課	0555-84-7793
甲斐市	建設課 建築開発指導係	055-278-1668	山中湖村	企画課 都市計画係	0555-62-9971
笛吹市	まちづくり整備課 計画指導担当	055-261-3334	鳴沢村	振興課 建設係	0555-85-3083
上野原市	建設課 計画担当	0554-62-3123	富士河口湖町	都市整備課 都市計画係	0555-72-1976
甲州市	建設課 住宅建築担当	0553-32-5071	小菅村	源流振興課 住宅担当	0428-87-0111
中央市	建設課 建築住宅担当	055-274-8553	丹波山村	総務企画課	0428-88-0211
市川三郷町	建設課 都市計画係	055-272-6090	山梨県	県土整備部建築住宅課 建築防災担当	055-223-1734

耐震改修促進税制

所得税	個人が、平成25年12月31日まで、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額(20万円を限度)が所得税から控除されます。
固定資産税	旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)が次のとおり減額されます。 ①平成22年～平成24年に工事を行った場合 2年間 1/2に減額 ②平成25年～平成27年に工事を行った場合 1年間 1/2に減額

※この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

問い合わせ先
 山梨県建築住宅課
 ☎ 055-223-1734
 お住まいの市町村窓口(裏面を御覧下さい)

安心のための第一歩、それは耐震診断です。

昭和56年5月以前に着工された木造住宅にお住いの方、是非耐震診断を行ってください。

昭和56年6月の建築基準法の改正で耐震基準が強化され、木造住宅は概ね震度6強の地震でも倒壊しない構造となっています。一方、それ以前に建てられた住宅は、耐震性が低い可能性が大きいです。

耐震診断の申込みは市町村窓口になります。

耐震診断支援事業（無料）

市町村が委託した建築士が、あなたの住宅を調査し、地震に対する強度を診断します。「耐震性なし（総合評点 1.0 未満）」と診断された場合、次のことを説明します。

- ・耐震診断の内容と結果
- ・耐震改修工事の方法
- ・改修費用は概ねどのくらい必要か
- ・耐震改修工事を実施した業者はどのようなところがあるか

耐震改修の補助金や耐震診断の申込みはお住いの市町村 窓口へ。



「耐震性なし」と診断されたら

耐震改修工事等を検討してください。

耐震診断・耐震改修とは

木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断は、診断する建物の地盤・基礎の状態・建物の形状・壁及びスジカイの配置や割合・建物の老朽度などから、地震に対する耐力を総合的に判断するものです。

耐震診断による総合的な耐震判定は次のとおりです。

総合評点	判定
1.5以上	安全である
1.0以上～1.5未満	一応安全である。
0.7以上～1.0未満	やや危険である。
0.7未満	倒壊または大破壊の危険がある。

木造住宅の耐震改修

木造住宅の耐震改修は、耐震診断の結果、耐震性が劣ると診断された建物を改修し、総合評点を1.0以上に上げることをいいます。改修の方法は、基礎の補強、壁やスジカイの増設、腐朽や蟻害を受けた部材の取替え、金物での補強等さまざまです。

木造住宅耐震化支援事業メニュー

県では市町村と共に、診断の結果「耐震性なし」と診断された住宅を対象に、耐震化のための補助事業を実施しています。

耐震改修設計支援事業

耐震改修支援事業又は耐震性向上型改修支援事業の対象となる木造住宅の耐震改修設計に対し、補助を行います。

- 補助率 2/3
- 補助金限度額 20 万円

耐震改修支援事業

耐震診断による総合評点が、県が指定する地域で1.0未満、その他の地域で0.7未満の木造住宅を耐震改修し、総合評点を1.0以上に上げる改修工事を対象とします。

- 一般世帯
- 補助率 1/2 □補助金限度額 60 万円
- 高齢者等世帯※1
- 県が指定する地域※2の一般世帯
- 緊急輸送道路沿道の一般世帯※3
- 補助率 2/3 □補助金限度額 80 万円

耐震性向上型改修支援事業

耐震診断による総合評点が、0.7 未満の昭和45年12月以前に着工された木造住宅を改修し、総合評点 0.7 以上 1.0 未満にする改修工事を対象とします。

- 高齢者等世帯
- 県が指定する地域の一般世帯
- 補助率 2/3 □補助金限度額 80 万円

耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターとは、居間や寝室などに設置することにより、地震により住宅本体が倒壊しても、生命を守るための安全な空間を確保するための装置をいいます。

耐震診断による総合評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置する工事を対象とします。

- 一般世帯
- 補助率 1/2 □補助金限度額 18 万円
- 高齢者等世帯
- 県が指定する地域の一般世帯
- 補助率 2/3 □補助金限度額 24 万円

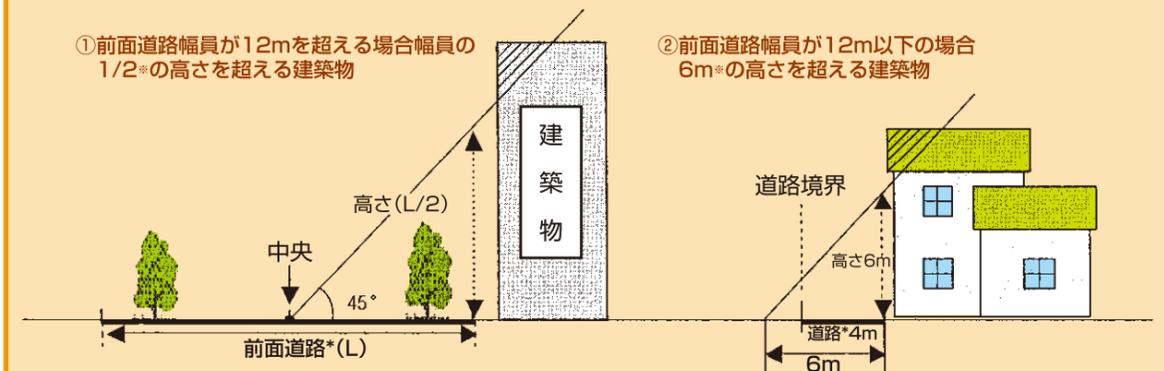
- ※1 高齢者等世帯：65才以上の夫婦のみの世帯又は65才以上の単身世帯、身体障害者1.2級(肢体に限る)、療育手帳A所持者が同居する世帯
- ※2 県が指定する地域：東海地震による想定震度が6強以上の地域がある市町村（甲府市、富士吉田市、南アルプス市、笛吹市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町（14市町村））
- ※3 緊急輸送道路：地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する緊急輸送道路（山梨県耐震改修促進計画で位置づけられた地震発生に通行を確保すべき道路）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅（下図参照）

注）補助の対象や基準、補助金の額は市町村によって異なる場合があります。詳しい内容は、お住いの市町村窓口にお尋ねください。

道路閉塞させる住宅・建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合幅員の1/2*の高さを超える建築物

②前面道路幅員が12m以下の場合6m*の高さを超える建築物



*耐震改修促進計画に記載された道路
※前面道路からセットバックしている場合は、セットバック分の長さを加えることとする。